

令和6年度浪江町標準農業労働賃金協定表



今年度の標準農業労働賃金を下記のとおり決めました。
 この表はあくまで目安です。頼む人・頼まれる人が相談をして決めてください。
 金額は消費税抜きの額となっています。

(令和6年4月1日～令和7年3月31日まで)

作業名	単位	作業単価 (円)	摘要
一般農作業	1日	8,000	1日8時間,1時間当たり1,000円(食事なし)

参考：福島県最低賃金 900円(令和5年10月1日改正)

〈請負作業〉

作業名	単位	作業単価 (円)	摘要	
耕起	ロータリー耕	一番耕	10a 5,800	
		二番耕	10a 4,600	
	プラウ耕	10a	7,000	耕うん深度は15cmを基準とし、15cm以上は2割増しとする
機械によるくろめり	1m	50		
代かき	10a	7,000		
機械田植	10a	7,000	側条施肥無しは1,000円減とする	
直播	10a	6,000	湛水、乾田共通。コーティングは含まない	
機械による畦畔の草刈り	1時間	1,500		
トラクターによる草刈り	10a	7,000	畦畔、法面含む	
防除	動力散布機	10a	1,000	薬剤は委託者負担とする
	ブームスプレーヤ	10a	3,800	薬剤は委託者負担とする
	ドローン	10a	1,500	薬剤は委託者負担とする
コンバインによる刈取	10a	16,000	籾運搬費については同地区内1,000円、地区外1,500円を加算する	
乾燥・調整	60kg	1,600	籾摺り含む。色彩選別は含まない	
色彩選別	60kg	700	乾燥・調整と同時に行うときは400円とする	
籾摺り	60kg	650		
肥料散布	10a	1,500		
堆肥散布	10a	3,500	10aあたり1tを基準とし、積込みを含む	

※30a以上の圃場整備完了田が基準となっています。

※上記に記載されていない作業、未整備田・特殊田については双方協議の下に決めてください。

※燃料費の高騰分については、双方協議の下に決めてください。